

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営の効率と透明性を高め、企業価値の最大化をはかるために経営上の組織体制を整備し、必要な施策を実施することであると考えますので、経営上の最重要課題のひとつに位置付けております。

当社は監査役による経営監視機能の効果を重視し、監査役会設置会社形態を採用しております。また経営の透明性を高めるために、株主・投資家の皆様に対し、適切で迅速な情報開示を行ってまいります。

さらには、企業価値の最大化をはかるとともに、健全な企業活動を実現し、社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たして行きたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

原則4-8(独立社外取締役の有効活用)

当社は現在、社外取締役を選任できておりませんが、無理に社外取締役を選任するのではなく、当社の社外取締役として適任の方の確保に引き続き努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則1-4(政策保有株式)

政策保有の方針

当社は、取引先等との関係構築及び維持強化等を考慮し、横浜魚類グループの企業価値向上につながると判断する場合は、他社の株式を保有することがあります。

また、政策保有株式については、定期的な時価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案し保有状況を見直しております。

議決権行使基準

提案議案が株主価値の毀損につながらないか確認し、投資先企業の状況等を考慮し議案への賛否を判断します。

原則1-7(関連当事者間取引)

当社は、取締役が会社との取引を行う場合には「取締役会規程」により取締役会の承認を得ることを定めています。

また、主要株主等との取引におきましては、他一般取引と同様に市場価格を勘案し取引条件を決定しております。

なお、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。

原則3-1

(1)経営理念等

当社は、顧客に対しローコストで安全・安心な商品を安定的に供給することを目指しており、その実現に向け以下の基本戦略を基に年度計画を作成し、計画達成に向け役職員一体となり行動しております。

基本戦略

- 1 本業の拡大に徹する(選択と集中)
- 2 安全・安心な商品の集荷販売体制の確立
- 3 全国の出荷者との連携による顧客対応
- 4 顧客の要望に応じた商品提案
- 5 水産資源の有効活用と環境保全

(2)コーポレート・ガバナンス

当社は、企業価値の向上には経営の効率性と透明性を高めることが重要であると考え、それらを実現できるコーポレート・ガバナンス体制の構築と強化に努めております。

この考えに基づき、コーポレート・ガバナンスコードの各原則を具現化することで経営判断の合理性等を保持し、企業価値が向上することで社会への貢献とステークホルダーへの責任を果たしていくことを基本方針としております。

(3)報酬

取締役の報酬決定については、株主総会で決議された取締役の報酬限度額に基づき会社の業績、個々の職責及び実績等を総合的に勘案しております。

取締役個々人の報酬は担当役員が原案を作成し取締役会で決定しております。

(4)取締役等候補の指名の方針と手続

当社の取締役候補者は以下の方針に従って取締役会において決定いたします。

- 1 当社グループの経営管理及び事業運営について適切に遂行する能力を有すること。
- 2 当社業務における社会的使命を十分理解し、当社の企業価値向上に貢献できる資質を備えていること。

(5) 指名に関する説明

当社取締役、監査役候補の指名については、上記(4)により決定し、その経歴を株主総会招集通知等で開示しております。

原則4-9(独立判断基準等)

当社は会社法及び東京証券取引所が定める基準をもとに社外取締役の独立性を判断いたしております。

原則5-1(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針として、株主との対話を担当する役員として管理部門担当役員を指定し、対話を補助する部門(IR担当、経理、財務、総務等)の情報共有に努めます。

また、株主からの面談等の申込みについては、会社説明会等を開催しその結果について取締役会等へ報告します。

なお、株主との対話に際してはインサイダー情報の漏洩防止に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本水産(株)	1,238,000	19.70
(株)横浜銀行	282,100	4.50
横浜冷凍(株)	194,343	3.10
三井住友信託銀行(株)	194,000	3.10
マルハニチロ(株)	192,500	3.10
東洋水産(株)	123,281	2.00
横浜魚類従業員持株会	102,050	1.60
(株)KTグループ	60,000	1.00
石井良輔	38,700	0.60
(株)杉兼商店	37,500	0.60

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主が存在しないため、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の会計監査人は監査した内容について監査役に報告し、会社の会計上の課題について両者で認識を共有しております。また会社から会計監査人への決算説明に監査役は必ず立会って、内容確認をしております。

内部監査は監査計画に基づき管理部門が実施し、監査役監査は監査役会協議により、管理部門との連携の下監査を実施しております。監査役、内部監査担当部門及び会計監査人は必要に応じ、監査内容を相互に報告しております。また報告内容は内部監査担当部門が把握する体制をとっています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
菅 友晴	弁護士														○
米田 誠一	他の会社の出身者							△							○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅 友晴	○	弁護士 当社の独立役員として指定しております。	法律家としての専門性
米田 誠一		浜銀ファイナンス(株)代表取締役社長 相鉄ホールディングス(株)社外監査役	企業経営に関する専門性

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

利益が計上されれば役員賞与を支給する場合があります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

- 1) 役員報酬
- | | |
|------------|-------|
| 取締役を支払った報酬 | 36百万円 |
| 監査役を支払った報酬 | 10百万円 |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定めており、各取締役の報酬額は、各取締役の役位、職責、会社の業績、当該業績への貢献度などを総合的に勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する専従スタッフはいませんが、社外監査役に対する情報伝達体制としては、月1回開催される 監査役会において常勤監査役又は担当取締役等から重要事項について説明がなされています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は監査役による経営監視機能の効果を重視し、監査役設置会社形態を採用しております。

取締役は8名(すべて常勤)、社外監査役は監査役3名中2名(非常勤)であります。

顧問弁護士及び顧問税理士とは顧問契約をし、必要に応じ指導・助言を受けております。

当社は取締役会を毎月開催し、取締役・監査役が出席し、社内規定により付議されるべき事項について検討し、決議しております。また取締役会とは別に、毎月1回取締役、常勤監査役が参加した役員ミーティングを開催し、業務執行の確認と監督を行っております。さらに管理職以上による部課長会議を月1回開催し、会社の重要情報の共有、並びに現場における問題の把握を行っております。

法令順守につきましては、重要事項は顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人と必要に応じ意見交換し、専門家のアドバイスをを受けております。日々の業務については社内会議等でコンプライアンスの徹底をはかっております。また平成18年4月から内部者通報制度を実施して、コンプライアンス体制の整備しております。

役職員の仕事に対する責任と権限は職務権限規定に定められており、重要事項については、取締役会及び稟議制度等で協議決定をする仕組みを採用しております。

当社の業務に関連するリスク管理については、与信管理、買付管理、在庫管理等社内規程で明示しており、一定の役職者以上は売上、仕入、在庫、債権債務についてはリアルタイムでコンピューター上で確認出来るシステムを構築しております。

情報管理体制としましては、社内規程で情報の管理体制を定めており、与信管理、買付管理、在庫管理等について営業部門と管理部門との間で相互牽制するシステムを構築しております。

会計監査については新日本有限責任監査法人を選任し、法定監査の他会計上の問題について、取締役及び監査役との意見交換を行い、助言を受けております。

会計監査業務を執行した公認会計士(業務執行社員)は堀越喜臣、滑川雅臣であり、監査業務に係る補助者は公認会計士7名、その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要と考えており、社外監査役2名(1名は東京証券取引所の定める独立役員)による経営監視が実施されることにより、経営に対する監視機能が十分に発揮される体制が整っているため、現状の体制としております。

当社は、現時点において社外取締役として適任の方を選定できておりませんが、無理に社外取締役を選任すれば、企業の存続発展に重大な影響を及ぼすおそれがあると考えており、社外取締役を置くことが相当できないと判断しております。

当社は引き続き、社外取締役として適任な方の確保に努めて参りたいと存じます。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報、売上高・経常利益の推移、事業報告書、開示情報	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署名: 管理部総務課 IR担当役員: 柏原 直樹 IR事務連絡責任者: 江川俊雅	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	市場に持込まれる包装容器等の廃棄物のリサイクル活動に参加しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社の事業目的及び経営戦略を実現する上で、組織を効率的かつ合法的に機能させるために大変重要な仕組みと考えております。

整備状況

- (1) 当社は役職員について社内規程で仕事の役割と権限を明示し、重要事項については、取締役会及び稟議制度等で協議決定する仕組みを採用しています。
- (2) 当社は監査役が出席する取締役会を毎月1回開催し、また取締役・常勤監査役が参加する役員ミーティングを毎月1回行い、内部統制システムの適切な運用を監視しております。法令順守につきましては、重要事項は顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人と必要に応じ意見交換し、専門家のアドバイスを受けております。また、管理職以上による部課長会議を月1回開催し、会社の重要情報の共有、並びに現場における問題の把握を行っております。
- (3) 平成18年4月から内部者通報制度を実施して、コンプライアンス体制の整備をしております。
- (4) 当社の業務に関連するリスク管理については、与信管理、買付管理、在庫管理等社内規程で明示しており、一定の役職者以上は売上、仕入、在庫、債権債務についてはリアルタイムでコンピューター上で確認出来るシステムを構築しております。
- (5) 情報管理体制としましては、社内規程で情報の管理体制を定めております。
- (6) 会計監査人は法定監査の一環で会計に関する内部統制システムについて、評価を行っております。
- (7) 企業集団の業務の適正については、当社とグループ各社とは、信頼関係に基づく連携体制の確立並びにグループ内での不当な取引の防止に努めています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止するためには、役職員の法令遵守の行動と外部専門機関との連携が重要と考えております。

これらを実現するため当社は、下記に掲げる対応を行っております。

- (1) 対応部署及び担当者の設置
- (2) 神奈川県企業防衛対策協議会に加入し、定期的に行われる情報交換会並びに研修会に上記(1)の担当者を派遣
- (3) 顧問弁護士、社外監査役(弁護士)との連携
- (4) 役職員へのコンプライアンス研修の実施と当社の対応についての説明

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株券等については、株主をはじめとする投資家による自由な取引が認められていることから、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配するものの在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきものであり、特定の者の大量取得行為に応じて当社株券等を売却するか否かについても、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。

その一方で、会社の取締役会の賛同を得ずに行う企業買収の中には、(1)重要な営業用資産を売却処分するなど企業価値を損なうことが明白であるもの、(2)買収提案の内容や買収者自身について十分な情報を提供しないもの、(3)被買収会社の取締役会が買収提案を検討し代替案を株主に提供するための時間的余裕を与えないもの、(4)買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、(5)当社グループの持続的な企業価値増大のために必要不可欠なお客様、取引先および従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係を破壊するもの、(6)当社が永年築いてきた水産物のサプライチェーン、安全・安心な商品サービスの提供など当社グループの本源的価値に鑑み不十分又は不適当なものなど当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反するものも想定されます。

当社としては、このような大量取得行為を行う者は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗措置(以下「本プラン」と言います。)を講じるが必要と考えております。

2. 基本方針の実現に資する取組について

当社では、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を確保し、向上させるための取組として次の施策を実施しております。

(1) 企業価値向上の取組

当社は昭和22年の創業以来、中央卸売市場における水産物の荷受会社(水産物卸売会社)として、公共性を有する水産物卸売事業を発展させてまいりました。

当社は顧客の皆様に対して、ローコストで安全・安心な商品を安定的に供給することが当社の企業価値であり、社会における役割であると判断しております。

当社はこの役割を果たすためには、スケールメリットと効率経営の実現が必須であると考えており、以下の基本戦略を基に年度計画を作成し、計画達成に向け役員一丸となって行動しております。

(基本戦略)

- イ 本業の拡大に徹する(選択と集中)
- ロ 安全・安心な商品の集荷販売体制の確立
- ハ 全国の出荷者との連携による顧客対応
- ニ 顧客の要望に応じた商品提案
- ホ 水産資源の有効活用と環境保全

(2) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、当社グループ全体の継続的な企業価値向上を具現化していくためには、コーポレート・ガバナンスの強化が必要であると認識しており、重要な戦略を効率的かつ迅速に決定、実行していく業務執行機能と業務執行に対する監督機能を明確化し、経営における透明性を高めるための各種施策の実現に取り組んでおります。

具体的には、当社は監査役による経営監視機能を重視しておりますので、監査役3名中2名は社外監査役(1名は東京証券取引所の定める独立役員)とし、監査役は毎月開催される取締役会に出席し経営の監督を行っております。

一方で取締役会とは別に毎月取締役および常勤監査役が参加した役員ミーティングを開催し、業務執行の確認と監督を行うとともに管理職以上による部課長会議を毎月開催し、情報の共有並びに問題の把握を行っております。

さらに、平成18年4月からは内部者通報制度を実施してコンプライアンス体制の整備をしております。

また、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、株主に対する取締役の経営責任を一層明確にするため、取締役の任期を2年から1年に短縮しております。

3. 本プランの内容

(1) 本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社グループの企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させる目的を持って導入されるものです。

(2) 対抗措置の内容

買付者等が現れ、本プランに定められる手続に基づき、対抗措置を発動すべきとの結論に達した場合は、下記3(3)。(二)「対抗措置の具体的な内容」に記載された新株予約権(当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社普通株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項の設定等の条件が付されたもの。以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを発動することとします。

(3) 本プランの内容

(イ) 対抗措置発動の対象となる行為

本プランは(a)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、又は(b)当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案がなされる場合を適用対象とすることとします。

(ロ) 買付説明書の提出

買付者等には、買付内容の検討に必要な情報および本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(買付説明書)の提出を求め、当社は買付説明書を受領後速やかに独立委員会に提出し、その旨を情報開示を行います。

(ハ) 株主意識確認手続または独立委員会への諮問手続の選択

当社取締役会は、買付者等からの情報・資料等の提出が十分になされたと認めた場合には、所定の取締役会検討期間を設定し、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら買付内容等を十分に評価・検討等し、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、株主意識確認手続を実施するかまたは独立委員会に諮問するか、等について決議します。

(a) 株主意識確認手続の実施を決議した場合

株主意識確認総会等において株主投票を実施する。投票権を行使できる株主は、投票基準日の最終の株主名簿に記載された株主とし、投票権は、議決権1個につき1個とします。株主意識確認総会等における株主投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準じて賛否を決するものとし、当社取締役会は決議の結果に従い、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について速やかに決議を行うものとします。また、当社取締役会は、株主意識確認手続を実施する旨の決議を行った場合、当社取締役会が意思確認手続を実施する旨を決議した事実およびその理由、株主意識確認手続の結果の概要、その他当社取締役会が適切と判断

する事項について、速やかに情報開示を行います。

(b) 独立委員会への諮問を決議した場合

当社取締役会は、株主意思確認手続きによらず本新株予約権の無償割当てを実施すると判断した場合、その合理性および公正性を担保するために、当社の社外監査役並びに社外の有識者で構成される独立委員会に諮問します。

この場合には、独立委員会は、取締役会から買付者等の買付説明書の提供を受けるのみならず、買付者等に対して買付等の内容に対する意見、その根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができます。また、独立委員会は、当社グループの企業価値ひいては株主の共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、当該買付者等と協議・交渉等を行うことができるものとします。

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の評価・検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等により当社の企業価値ひいては株主の共同の利益が毀損されるおそれがあると認められる場合、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。また、独立委員会は、このような買付等に該当しない場合は本新株予約権の無償割当てについて株主意思確認手続を実施することを勧告します。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し速やかに決議を行うとともに、情報開示を行います。

(二) 対抗措置の具体的内容

当社は、本プランに基づき大規模買付行為に対する対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを実施します。本新株予約権の無償割当ては、当社取締役会決議において定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、1株につき本新株予約権1個の割合で無償で割り当てるものとします。但し、買付者等を含む非適格者や非居住者による権利行使は、原則として本新株予約権を行使することはできないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランは平成27年6月26日開催の当社第81期定時株主総会において承認可決され、その有効期間は、当社第81期定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(ヘ) 株主・投資家に与える影響等

本プラン導入後であっても、本新株予約権の無償割当てが実施されていない場合、株主に直接具体的な影響が生じることはありません。

他方、本新株予約権の無償割当てが実施された場合、株主が本新株予約権の行使に係る手続きを行わなければその保有する当社株式が希釈化する場合があります。但し、当社が当社株式と引き換えに本新株予約権の取得を行った場合は、非適格者以外の株主の保有する株式の希釈化は生じません。

4. 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランが基本方針に沿うものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しているとともに、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとします。

(2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の意思を反映させるため、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会において議案として付議し、承認可決されました。なお、本プランの有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の承認がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には当社株主の意思が反映されることとなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外監査役、社外有識者から構成されるものとしています。また、独立委員会の判断の概要については、株主に情報開示することとされており、運用において透明性をもって行われます。

(4) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、株主総会で選任された取締役により構成される取締役会の決議により廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、平成27年6月26日開催の第81期定時株主総会において取締役の任期を1年に短縮しておりますので、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に対する基本的な考え方

当社は経営の透明性を高めるために、広く迅速な情報の開示に努めるとともに、未公開情報の管理を適正に行うことに努めております。

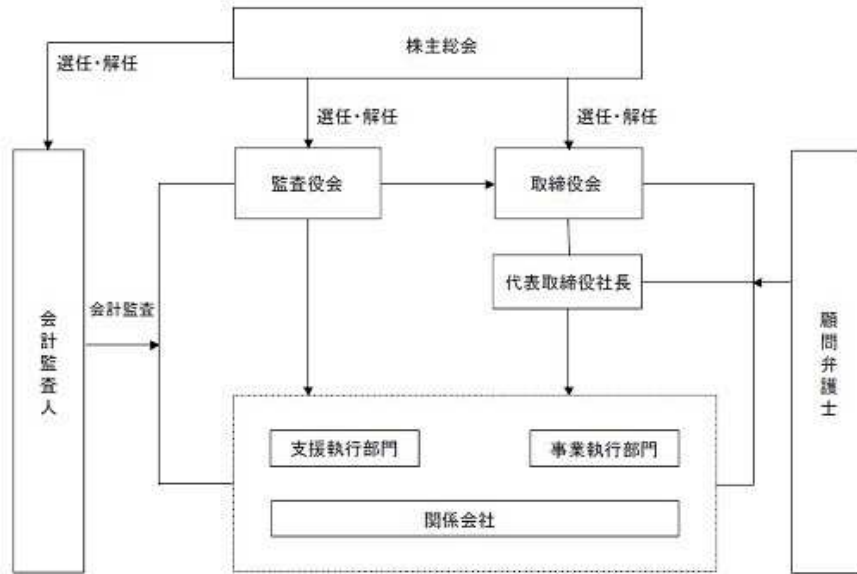
2. 適時開示体制

当社グループの決定事実に関する情報、発生事実に関する情報並びに決算に関する情報のうち、開示が必要とされる事項につきましては、原則として取締役会の決議により、適時、適切な開示を行うこととしております。

社内の管理・監督につきましては、監査役が取締役の職務遂行を監督し、管理部門が業務の適正性について内部監査しております。

コーポレートガバナンス体制

当社のコーポレートガバナンス体制は下記の通りであります。



当社の適時開示体制の概要

